

横浜市立岡津中学校いじめ防止基本方針

(令和4年4月1日)

1 いじめ防止に向けた岡津中学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 (法第2条)

〈 いじめ防止等に向けての基本理念 〉

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

岡津中学校いじめ防止基本方針

学校教育目標 “未来を切り拓く子どもたちを育てます”

- 自らねばり強く学び、生きる力 (知・体)
- 互いの違いを認めあい、思いやる心 (徳)
- 多様性を尊重し、グローバルな視点をもつ力 (公・開)

- ・ 学校教育目標の具現化に向け、自他の生命を尊重し、心身ともに健康な心と体の育成に取り組めます。
- ・ 横浜子ども会議でのアピール文「想 ～相手と心から向き合おう～」を受け、生徒会を中心に生徒自ら未来に夢を持ち、互いの違いを認め合い、主体的にいじめのない活動・学校づくりに努めます。
- ・ いじめ根絶に向け、保護者・地域・関係機関との連携や情報交換に努めるとともに様々ないじめ防止対策に協働して取り組めます。

2 いじめ防止組織の設置及び組織的な取組

学校いじめ防止対策委員会

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・(養護教諭・個別支援級代表)

* 必要に応じて外部専門職 (SC、SSW等) の参加

(1) 学校いじめ防止対策委員会の運営

- ① 学校いじめ防止対策委員会は月2回 (原則として第2、第4金曜日) 開催する。
- ② いじめを認知した場合には直ちに臨時対策会議を開催する。
- ③ 校長等の責任者は、岡津中学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管路を行う。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の活動内容

- ① 未然防止
 - ・いじめの未然防止のため、“いじめが起きにくい・いじめを許さない”環境づくり
 - ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者・地域関係者に周知
- ② 早期発見・事案対処
 - ・いじめの相談・通報の窓口の設置
 - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ③ 取組の検証
 - ・岡津中学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・岡津中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・岡津中学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と岡津中学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・主体的な人権教育、道徳教育の推進
- ・授業のユニバーサルデザイン化や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用
- ・生徒一人ひとりの自己有用感を高められるような学級活動や委員会活動、部活動等の推進と充実。
- ・横浜子ども会議等を活かす生徒会活動
- ・保護者、地域関係機関との連携の強化

(2) いじめの早期発見

- ・生徒の信頼関係の構築と全教職員を活かした教育相談の充実
- ・いじめを見逃さない教職員の体制づくり（情報収集と共有）
- ・YPアセスメントの実施
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修の充実と保護者、地域、関係機関との連携
- ・定期的な生活チェックアンケートの実施といじめ解決一斉キャンペーンの実施

(3) いじめに対する措置

- ・「学校いじめ防止対策委員会」の招集及び情報共有、対応方針の決定、記録
- ・いじめを受けた生徒及び保護者への支援、いじめ行為を行った生徒及び保護者への指導・支援
- ・必要に応じて外部関係機関との連携（いじめを受けた生徒に寄り添った支援）

(4) いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※ いじめが解消されるまで保護者や関係機関との連携を密に図りながら、いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添った支援を行う。

(5) 教職員等への研修

- ・生徒の心理や行為・行動の背後にある生徒同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修）の実施
- ・法の確実な運用を行うための研修（含事例研修）

(6) 学校運営協議会等の活用

- ・「学校運営協議会」(R 4. 7月設置予定)や「岡津中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等に関する保護者、地域の共有、連携・協働

(7) 取組の年間計画

	取 組 内 容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、生徒情報の引き継ぎ いじめの定義・生徒理解研修、教育相談①	1学期始業式、入学式、学校説明会 教育相談、地域訪問
5月	小中ブロック定例会①	地域訪問
6月	YPアセスメント実施①	地区懇談会
7月	個人面談 学校運営協議会① 横浜子ども会議 (ブロック子ども会議①)	個人面談、学家地連總會
8月	人権作文コンクール 校内研修 (生徒指導専任夏季研修に基づく研修、人権・特別支援教育) 横浜子ども会議 (区子ども会議②) 教育相談②	1学期終業式 2学期始業式
9月	教育相談② 小中ブロック定例会② 学校運営協議会②	
10月	道徳校内研究授業	
11月	個人面談・教育相談③	
12月	人権週間 (人権標語づくり) 個人面談・進路面談 いじめ解決一斉キャンペーン (アンケート②)	2学期終業式
1月	小中ブロック定例会③ 学校運営協議会③	3学期始業式
2月	新入生保護者説明会 新年度方針 小中ブロック定例会④	新入生保護者説明会
3月	1年間の振り返りと新年度引き継ぎ 学校運営協議会④	卒業式、終了式
年間	学校いじめ防止対策委員会 (月2回・随時)	

4 重大事態への対処

<重大事態の定義>

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

<発生の報告>

岡津中学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

岡津中学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等に見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じることとする。